

下関市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱

令和2年7月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた地域経済の活性化を図り、雇用の維持と事業の継続の安定に寄与するとともに、市民の住環境の向上を促進することを目的として、市民が市内施工業者に依頼して行う改修工事の費用の一部を補助する下関市住宅リフォーム助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 家屋（長屋住宅、共同住宅及び店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。以下同じ。）であって、自らが所有して居住の用に供しているものをいう。
- (2) 空き家住宅 家屋であって、使用されていないことがおおむね年間を通じ継続している状態であるものをいう。
- (3) 住宅等 住宅及び空き家住宅をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 市内施工業者 次のいずれかに該当する者であって、暴力団若しくは暴力団員でないもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないものをいう。
 - ア 下関市内に本社又は本店を有する法人で、下関市内に1年以上継続して所在しているもの
 - イ 下関市内に住所を有する個人事業者で、下関市内に1年以上継続して居住しているもの
- (7) 改修工事 市内施工業者が住宅等に行う改修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（法人その他の団体を除く。）とする。ただし、特段の事由により当該者が改修工事を実施できない場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 下関市内の住宅に居住している者（以下「居住者」という。）

(2) 下関市内の空き家住宅を取得し、その空き家住宅に居住しようとする者（以下「居住予定者」という。）

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 下関市の市税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。

(2) 自ら及びその同居する者が暴力団員でない又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(交付の対象)

第4条 補助金は、市長が公益上必要があると認める次条第1項に規定する補助対象事業を行う補助対象者に対して、その実施に必要な経費の一部について交付する。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる改修工事で、当該改修工事に要する経費の合計（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が10万円以上のものとする。ただし、国、山口県又は下関市が行う他の補助、資金貸付、利子補給金等（以下「他の補助等」という。）を受けて住宅等の改修等を行った箇所及び店舗等の用に供する箇所の改修工事については、その対象としない。

2 補助対象事業が介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「介護保険法等」と総称する。）に基づく住宅改修の対象に該当する場合は、介護保険法等に基づく給付を優先させることとする。

3 補助対象事業が国又は山口県が行う補助制度の対象に該当する場合は、国又は山口県の補助制度に基づく補助を優先させることとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費の実支出額（消費税及び地

方消費税相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、20万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、下関市住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

(1) 改修工事に係る市内施工業者の名称、代表者名及び所在地又は住所が記載された見積書(改修工事の内容ごとに区分された見積内訳書(補助対象事業以外のリフォーム等を併せて行う場合は、それぞれの工事の内容ごとに区分された工事全体の見積内訳書)を含む。)の写し

(2) 補助金(不)交付決定通知書送付用定形郵便封筒(郵便切手を貼付したもの)

(3) 改修工事を行う住宅等の平面図(施工箇所及び施工内容を記載したもの)

(4) 改修工事前の状態が確認できる現地写真(住宅等又はその敷地に付随する工作物の全景等、改修工事の予定箇所に係るもの)

(5) 他の補助等を受けている場合又は受ける予定である場合は、その申請書及び施工箇所等が分かる資料の写し

(6) 他の補助等を活用する工事を併せて行う場合は、補助金及び他の補助等の交付の対象となる工事の項目ごとにそれらの種類を明記した内訳書

(7) 改修工事について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により同項の建築主事の確認が必要となる場合にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

(8) 市内施工業者の資格を有することを証する書類の写し(法人の場合にあっては登記簿謄本等、個人事業者の場合にあっては住民票の写し等)

(9) その他市長が必要と認める書類

3 前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる補助対象者にあっては、当該各号に定める書類を下関市住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書に添付しなければならない。

(1) 居住者 住宅に居住していることが分かる書類（住民票の写し、運転免許証の写し等）及び住宅の所有者が分かる書類（登記事項証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳、固定資産税納税通知書の写し等）

(2) 居住予定者 空き家住宅の取得を確認できる書類(売買契約書の写し等)
(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定した場合は、下関市住宅リフォーム助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市住宅リフォーム助成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の制限)

第11条 補助金の交付は、同一の住宅等に係る改修工事について1回限り補助するものとする。

(事業の実施)

第12条 第10条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

2 補助事業者が第8条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、当該補助事業者に対して補助金を交付しない。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市住宅リフォーム助成事業補助金事業中止・廃止届（様式第4号）により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助対象事業の変更に係る承認の申請等）

第14条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ当該変更に係る申請を下関市住宅リフォーム助成事業補助金交付変更承認申請書（様式第5号）により市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、当該申請時に添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 市長は、前項の場合において、下関市住宅リフォーム助成事業補助金交付変更等決定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の1月29日のいずれか早い日までに、下関市住宅リフォーム助成事業補助金完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 改修工事に係る契約書又は請書の写し
- (2) 改修工事に係る領収書（口座振込等により領収書の交付がない場合は、支払状況が分かるものとして、市長が認めた書類）の写し
- (3) 改修工事に係る見積書（改修工事の内容ごとに区分された見積内訳書（補助対象事業以外のリフォーム等を併せて行う場合は、それぞれの工事の内容ごとに区分された工事全体の見積内訳書）を含む。）の写し
- (4) 補助金交付確定通知書送付用定形郵便封筒（郵便切手を貼付したもの）
- (5) 改修工事の写真（施工箇所ごとの施工前及び完了時（完了時に遮蔽される部分については施工中）のもの）
- (6) 市税の滞納がないことを示す証明書
- (7) 他の補助等を受けている場合又は受ける場合は、その申請書及び施工箇所等が分かる資料の写し
- (8) 他の補助等を活用する工事を併せて行う場合は、補助金及び他の補助等の交付の対象となる工事の項目ごとにそれらの種類を明記した内訳書
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市住宅リフォーム助成事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第18条 第16条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市住宅リフォーム助成事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が居住予定者であるときは、前項に掲げる書類のほか、住宅等に申請者が居住していることを証する書類（住民票の写し又は公的機関が発行した書類の写しで補助事業者が居住していることが確認できるもの）を市長に提出しなければならない。ただし、特段の事由により当該者が居住できない場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（補助金の交付）

第19条 市長は、前条第1項の請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求日から30日以内に補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第20条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の規定による取消しの通知は下関市住宅リフォーム助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、第2項の規定による返還の命令は下関市住宅リフォーム助成事業補助金返還命令書（様式第11号）により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助対象事業により設置し、又は改修した財産について、良好な管理をしなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(質問、報告等)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和2年度の予算に係る補助金について、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。